

# 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要に対する意見募集 (パブリックコメント) について

令和 3 年 1 月 12 日  
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

今般、令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に向け、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令」の制定を行います。

この制定に先立って広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和3年1月12日(火)から令和3年2月10日(水)までの間、パブリックコメントを実施します。

本パブリックコメントは別添「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要について」について御意見を求めるものです。これは、マイクロチップに関し、所有者情報の登録等の事務を行う機関を指定する内容に関するものであり、指定を希望する機関の申請方法やその申請に関連する書類等を定めるものです。

当該省令案に関するもの以外の御意見や下記の意見募集要領に則らない形式により提出されたご意見につきましては、本パブリックコメントの対象外とさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

## 1. 背景

令和元年6月に、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、新たに販売される犬及び猫についてマイクロチップの装着、所有者情報登録等が義務化されました。登録等の登録関係事務については、環境大臣に代わり指定登録機関を指定して行われることができるとされています。

※ 法律の内容については以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/nt\\_r010619\\_39.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html)

## 2. 意見の募集について

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に向け、登録関係事務を国に代わって実施する指定登録機関の指定等に関する事

項を定める標記省令を制定することとしましたので、これに先立って広く国民の皆さまから御意見を募集します。

御意見のある方は、下記の「3. 意見募集要領」に沿って御提出ください。

当該省令案について皆さまからいただいた御意見を考慮した上で決定し、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

### 3. 意見募集要領

#### (1) 意見募集対象

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要について

#### (2) 意見募集期間

令和3年1月12日(火)～同年3月10日(水)

(※郵送の場合は、同年2月10日(水)必着)

#### (3) 資料の入手方法

##### [1] インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

##### [2] 郵送による送付

資料（「[1] インターネットによる閲覧」と同一内容）の郵送を希望される方は、94円切手を添付した返信用角2封筒（郵便番号、住所、氏名、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要」を必ず明記。）を同封の上、期限までに十分な余裕を持って、下記「(4) 意見提出方法」の「[2] 郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。切手が添付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

パブリックコメント担当宛て

※「資料請求：指定登録機関に関する省令案の概要に対するパブリックコメント」と封筒に赤字で必ず明記してください。

#### (4) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

##### [1] 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口 (e-Gov) の「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

##### [2] 郵送による提出の場合

以下の意見提出様式により、御提出ください。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

パブリックコメント担当宛て

※「指定登録機関に関する省令案の概要に対するパブリックコメント在中」と封筒に赤字で必ず明記してください。

#### 意見提出様式留意事項

【件名】 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要に対する意見

【郵便番号・住所】

【氏名】

※企業・団体の場合、企業・団体名、部署名及び担当者名を記載してください。

【電話番号】

【メールアドレス】

※住所、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

1. 「提出意見」欄は、2000字以内で簡潔に記入してください。提出意見には、該当箇所、意見内容、理由を記載してください。
2. 該当箇所として、意見の対象である省令案のページ番号、行番号、事項名及び該当文章を記載してください。

※御意見は、日本語で御提出ください。

※本意見募集要領に基づかない、電話、FAX、電子メールによる意見提出や、匿名、連絡先不明の意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※御提出いただきました御意見については、住所、名前、連絡先を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。